

平成25年6月前期定例会 議事録

(1/3)

- ・開催日時 平成25年6月7日(金曜日) 8時41分～9時23分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 大西委員長 塚原委員 松尾委員
(事務局) 伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事
隈本主幹 植松係長 馬場係長 寺田主査

○議事事項

1 平成25年5月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成25年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠〕の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠〕の最終合格者(採用候補者名簿への登載者)について、原案のとおり決定した。

【説明】

最終合格者数 39名

3 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

6月定例県議会に提案された次の条例(案)について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、以下のとおり回答することを決定した。

【説明】

○乙第47号議案 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第47条(船員に係る旅費の特例)の改正と同様の改正を行うこととした。(第30条関係)

2 改正の内容

船員の責に帰すべき事由による解雇の場合における送還を旅費で支給することとし、当該旅費の償還を請求することとされたもの。

3 施行期日 公布の日

4 検討結果

国家公務員等の旅費に関する法律についても改正が行われ、船員法第 47 条第 2 項の規定に該当する場合（職員（船員）の責により雇入契約が解除された場合）、各庁の長官が当該職員の送還のために旅費を支給し、当該職員に対しその償還を求めるとされた。今回の条例改正案は、旅行中に懲戒免職となった職員について、送還に係る旅費を支給し、当該職員に対しその償還を求める内容となっている。これは、船員法の改正内容に沿ったものであり、また国家公務員等の旅費に関する法律の改正と同様の内容であるため、異議はないものと認められる。

○乙第 48 号議案 佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 改正理由

知事等の退職手当の額を見直すため、算出に係る支給割合を改める。

2 改正の内容

※算出方法 退職手当の額＝給料月額×在職月数×支給割合

支給割合の改定（案）

| 職名 | 現行 | 改定後 | 引下げ幅 |
|-----|--------|--------|---------|
| 知事 | 65/100 | 55/100 | △10/100 |
| 副知事 | 45/100 | 38/100 | △7/100 |
| 教育長 | 25/100 | 21/100 | △4/100 |

3 施行期日 公布の日

4 検討結果

佐賀県特別職報酬等審議会から、知事の退職手当を一般職の退職手当の引下げ率 14.9 パーセントと同程度引き下げることが適当という意見が出され、教育長についても知事に準じて、退職手当算出における支給割合を 100 分の 25 から 100 分の 21 に見直すことにより、同程度の引き下げを行うことが適当とされた。教育長の給与は、他の一般職の職員のように均衡の原則が直接適用されるものではないが、今回の改正は、知事等の特別職と共に、昨年度の一般職の職員と同程度で退職手当が削減されることとなり、異議はないものと認められる。

○乙第 60 号議案 佐賀県知事等の給与の特例に関する条例（案）

1 制定理由

常勤の特別職の職員及び教育長並びに一般職の職員の給与について、国の地方公務員給与の削減要請及び給与費に係る地方交付税の減額に対応するため、平成 25 年度に限り、特例的に減額措置を講じるために制定されるものである。

2 条例の内容 (人事委員会関係分)

| 項 目 | | 内 容 |
|--------|-------|--|
| 給与の減額 | 給料 | 教育長：12/100 課長級以上の職員：9.77/100 副課長級・係長級の職員：7.77/100 主事級の職員：4.77/100 |
| | 管理職手当 | 管理職手当が支給される職員：10/100 |
| 減額する期間 | | 平成25年7月1日～平成26年3月31日 |

手当の算出の基礎となる給料月額は、減額前の額とする。

期末・勤勉手当の削減は行わない。

3 施行期日

平成25年7月1日

4 検討結果

地方交付税の減額により本県が極めて厳しい財政状況に陥っている事情は前回給与カット時と同じであり、今回の措置も県民サービスをできるだけ低下させずに健全な財政運営を行っていくための当面の財源対策としての臨時的な特例措置と理解するものである。しかし、今回の措置は地方公務員の給与費削減を前提とした国からの一方的な交付税減額に起因するものであり、過去に例を見ないものである。同様の措置は人事委員会勧告制度の形骸化につながり、県政運営の不安定化を引き起こすおそれがある。そのため、人事委員会としては、人事委員会勧告制度と趣旨が異なる措置を行うにあたって、その措置が及ぼす影響について任命権者が努力をするよう意見を示すべきと思われる。

4 職員の昇任選考について

佐賀県知事から職員の昇任選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・課長級 1人 (平成25年7月1日付け発令予定)

○その他

1 行事予定について